私達が求めるタイプフェイスの法的保護の概要　　NPO 法人日本タイポグラフィ協会

　私達は通常、視覚的には言語表記によって情報を伝達します。
かつては手書きによってなされていた行為は、「組み使用を前提とした規格文字＝活字（タイプフェイス）」を創出することによって、効率良く、正確で迅速、かつ多量で広範囲な情報伝達を可能にしてきました。
　このタイプフェイスを使用した情報伝達は、印刷技術の発達と共に推移し、そこで使用されるタイプフェイスは、一般にフォントと呼ばれますが、活版印刷を前提とした（金属）活字、オフセット印刷を背景にした写植文字などの所謂アナログフォントから、近年飛躍的に発達した電子技術などを基に開発された、データ化された文字書体＝デジタルフォントへと移行し、パソコンなどのデジタル機器の発達と通信の技術革新などにも支えられて、その使用環境が大きく変わってきています。
我が国に於ける文字表記は、漢字、ひらがな、カタカナの3字種に加えて、英字と呼ばれるラテンアルファベットや数字、記号類などを混植使用するなど多字種に及び、実に特殊な文字使用環境にあります。
これらの文字環境に対応したタイプフェイスは、天与のものでなく、それぞれの使用環境に応じた文字書体を、タイプフェイスデザイナーと称される人達によって創出される貴重な知的財産なのです。
　一般にタイプフェイスは、主に本文組に使用するテキストタイプと見出しやタイトルなどに使用するディスプレイタイプに大別されます。ディスプレイタイプは主に視覚効果などのビジュアル性を重視してデザインされ、比較的特徴や特異性を表出し易い書体です。それに比してテキストタイプは長文使用に適応させた書体で、明朝体や楷書体、ゴシック体などの汎用書体が一般的ですが、これらは明治以降その基本イメージを保持させつつ順次改刻され、継承されています。最近でも汎用書体は使用環境に合わせて新規開発されています。依ってこれらには、一見大きな変化や特徴は感じ取れませんが、制作者はその狭いレンジでの創意工夫に心血を注いで書体開発に当たっているのです。
　日本タイポグラフィ協会は、この知的財産物であるタイプフェイスの法的保護運動に長年取り組んできました。
2000年の「最高裁判決」では、「印刷用書体が」著作権法にいう著作物に該当するというためには、『それが従来の印刷用書体に比して顕著な特徴を有するといった独創性を備えることが必要」であり、かつ、「それ自体が美術鑑賞の対象となり得る美的特性を備えていなければならない』と解するのが相当である。」としました。これは、一部のタイプフェイスが、著作権法の保護対象となりうることを認めるもので、一歩前進していますが、具体的にどのようなタイプフエイスを指すのかは不明です。
２００６年に政府から出された「知的財産推進計画２００６」に「タイプフェイスの保護を強化する」ことが明記されました。これを契機に特許庁を中心に意匠法でのタイプフェイス保護が検討されましたが、現行法下の保護は難しい、また、保護のための改正は考えていないとの結論でした。
私達は、今後の『知的財産推進計画』において、国が最高裁判決で示した著作権法による保護内容をより具体的に示し、その一層の拡張を計ると共に、また、最高裁判決の基準に達しないタイプフエイスについても、その無断複製は、民法７０９条の不法行為によって損害賠償の対象となりうること、その保護期間などを定めるべきと要望します。
最近では、タイプフェイスをコンピュータ・ソフトウエアとして、
（ア） 物品の形で販売する
（イ） インターネットを通して、ダウンロード提供する、など
タイプフェイスの創作者・権利者から、ユーザーに対して各種の使用認可形態がありますが、著作権法のコンピュータ・ソフトウエア及び、送信権によっても保護するよう著作権法改正を行うべきです。
また、現行著作権法で、タイプフェイスを内蔵したコンピュータ・ソフトウエアは、一応保護されていると解されますが、これとて記述方法を少し変えれば訴追を免れる可能性があります。無体物であるタイプフェイスは現行意匠法での保護は難しく、また現行著作権法での保護も極めて厳しいと思われ、この現況を配慮した何らかの対応、例えば著作権法の改正やタイプフェイスの保護に特化した特別法の制定の実施を強く望みます。
　海外では、タイプフェイスの法的保護は、欧州共同体(EU)・フランス・米国：米国パテント・韓国：デザイン保護法などによる意匠権保護。イギリスは登録意匠及び非登録意匠と著作権、ドイツではタイプフェイス法によってすでに保護されています。
先進国たる日本でも、上記ほか何らかの方法で早期のタイプフェイスの保護施策が実施されることを強く要望します。